国民健康保険税の軽減制度 《特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る申告書について》

●対象になる方

失業時点で65歳未満の方のうち、失業理由が会社の倒産・解雇等であり、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」とされた方(※)

●軽減内容と対象期間

国民健康保険税は、前年中の所得などをもとに算出されますが、軽減対象となる方の給与所得を30/100として保険税を算定します。軽減対象となるのは離職した方のみで、同一世帯内に離職していない給与所得者のある国保加入者がいる場合、離職していない国保加入者は軽減対象とはなりません。

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末(最大2年度)までが 軽減対象期間です。雇用保険の失業給付等を受ける期間とは異なります。

(※) 「特定受給資格者」または「特定理由離職者」とは、雇用保険の失業等給付を受ける方で、**雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知**の離職理由コードが下記に該当する方です。

特定受給資格者特定理由離職者

11、12、21、22、31、32 23、33、34

※なお、特例受給資格者及び高年齢受給資格者(雇用保険受給資格者証の右上に「特」または「高」が記載されている方)は、上記の離職理由コードに該当しても、軽減の対象になりません。

<裏面の見本を参照>

●申請方法

- ①下記、「申請に必要なもの」をご持参いただき、保険年金課窓口にて申請する。
- ②世帯主又は離職者本人に限り電子申請も可能です。

電子申請はこちらから



●申請に必要なもの

- ◎雇用保険受給資格者証 (ハローワークで雇用保険受給者初回説明会のときに交付されます) 又は、雇用保険受給資格通知(マイナンバーカードをハローワークに持参し、手続きにより交付されます)
- ◎軽減対象者及び世帯主のマイナンバーが確認できるもの(個人番号カード、通知カード等)
- ※通知カードの場合は、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る
- ◎窓口で手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等、顔写真付きのもの)
- ◎軽減対象者または世帯主以外が手続きする場合は、委任状